

# 世界と議会

World  
and  
Parliament

一般財団法人  
尾崎行雄記念財団  
www.ozakiyukio.or.jp

2015 春号

ozaki  
yukio

特集：尾崎行雄・相馬雪香の遺志を継ぐ人々

号堂没後六十年・相馬雪香七回忌記念フォーラム

汚染水との闘い—福島第一原発・危機の深層／空本 誠喜

「人生の本舞台は常に将来に在り」を胸に／中野 和信

尾崎行雄への思い、号堂塾への思い／竹田 宣廣

## 特別論文

都道府県議会の定数不均衡問題に関する考察／冨田 雅裕

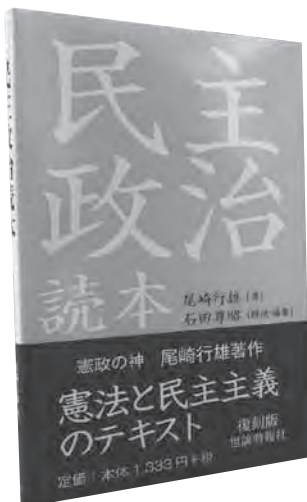
## 連載『尾崎行雄伝』

第一章 少年の日

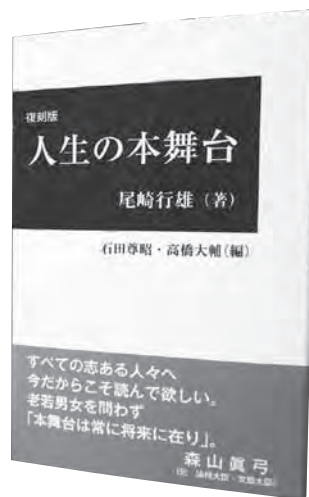


# 今蘇る

憲政の神 尾崎行雄著作



尾崎行雄〔著〕  
石田尊昭〔解説・編集〕  
定価:本体1,333円+税



尾崎行雄〔著〕  
石田尊昭・高橋大輔〔編集〕  
定価:本体861円+税

新刊・好評発売

立憲主義と民主主義に対する国民の理解と自覚を促すために書かれたのが、『民主政治読本』である。日本国憲法が施行された年に、いわば「憲法と民主主義のテキスト」として書かれた同書の内容は極めて挑発的である。すべての志ある人に読んでほしい。

自由民権運動の60年を、私利私欲にとらわれず、社会のため、国のため、ひいては世界のために何をすべきかを考え、行動した。自らの利害得失ではなく、正邪善悪を基準に行動してきた尾崎だからこそ、「人生の本舞台は常に将来に在り」という力強い言葉が宿った。

# わが遺言

『わが遺言』は、尾崎行雄が1951年（昭和26年）、91歳の時に著したものです。本著は、峯堂の理念の集大成ともいべきもので、世界連邦構想、民主主義のあり方、日本及び日本人に求められる価値・理念などについて述べています。2004年、尾崎行雄没後五十年を記念して復刻されました。

## 目次

### 第一部 世界と日本

1. 激動する世界と日本の運命
2. 世界連邦建設の提唱

### 第二部 日本改造の方途

1. 民主教育のあり方
2. 日本語改良の課題
3. 日本の生きる道
4. 民主政治断想

### 第三部 命に代えて

1. 日本の進路を憂う
2. 政府・政党・国民に与う
3. 解散権の所在を質す

定価 2,000円(税込)  
四六判 288頁



## ●本書の申し込み方法

最寄りの書店もしくは当社へ。  
当社にお申し込み下さいますと、短日(送料無料)でお届けいたします。

株式会社世論時報社 [seron2009@seronjihou.co.jp](mailto:seron2009@seronjihou.co.jp)

ご注文・お問い合わせ先

(一財)尾崎行雄記念財団

TEL:03-3581-1778/FAX:03-3581-1856

# 『世界と議会』

## (春号) 目次

峯堂言行録 ..... (2)

### 特集：尾崎行雄・相馬雪香の遺志を継ぐ人々

峯堂没後六十年・相馬雪香七回忌記念フォーラム ..... (4)

汚染水との闘い―福島第一原発・危機の深層 ..... 空本 誠喜 (10)  
(元衆議院議員・峯堂塾一期生)

「人生の本舞台は常に将来に在り」を胸に ..... 中野 和信 (14)  
(埼玉県蓮田市長・峯堂塾六期生)

尾崎行雄への思い、峯堂塾への思い ..... 竹田 宣廣 (17)  
(川崎市議会議員・峯堂塾十三期生・峯志会幹事)

会長・理事長・事務局長メッセージ ..... (20)

### 特別論文

都道府県議会の定数不均衡問題に関する考察 ..... 富田 雅裕 (22)  
(衆議院議員秘書)

### IP SJ

「テロとの闘いは、拷問・スパイ活動・死刑を正当化しない」 ..... (35)

春秋雑感 ..... (39)

連載『尾崎行雄伝』 第一章 少年の日 ..... (40)

財団だより ..... (52)

「頭の使い方」

私は、高崎と伊勢と慶應と工部寮と四つの学校で学んだが、そのどこでも決して頭のいい生徒ではなかった。どちらかといえば寧ろ下等の部類であった。高崎の学校の同級生は大抵田舎者ばかりだったが、その中から後に博士になった者が三人ばかりあったと思う。慶應義塾でも私は下等の方で、私より遙かに頭のいい生徒が沢山居た。それにも拘わらず、その頭の悪い私が、頭のいい先輩や同僚よりも、公人として高い地位にのぼり、あるいは清節を全うすることができたのはなぜである。私は自分で頭の悪いことを知っていたので、この悪い頭を常に高く使うように努めて来た。いまでも頭は人並以上に高く使おうと常に心がけて居る。しかるに世間一般の人は、どちらかというところ、頭を低く使うことばかり考えているように見える。これは若い人達にぜひ考えてもらいたいことだ。

私は若い時から貧乏で苦しんだが、いくら貧乏しても私は、他人からただで金をもらおうようなことはしなかった。また、恩にきせるようなやり方で金を貸してくれる人からは借りたくないで、金のいる時にはいつも高利貸から借りた。同じ金を借りるにしても、頭を低く使って借りてはいけない。たとえば随分偉いといわれた人でも三井や三菱から金を借りて（実はもらって）使ったような連中は、晩年には皆、私より低くなってしまった。人はとかく頭を目先のことにばかりに使いたがるが、私は常に頭を目先のもう一つ先のことに使うように工夫して来た。私が今度の戦争前に、ヒトラーやムッソリーニのようなごろつきと、日本の天子様と一緒にしたら大変だ、そんなことをすれば日本は亡びてしまうと警告した時には大層不評だったが、戦に負けてから、やっぱり尾崎の言う通りだったと感心された。世間一般の人はヒ

トラーやムッソリーニの目先の勢いだけを見ていたが、私はそのもう一步先を見るように頭を使った違いである。

頭を低く使う人々には、世界連邦は夢物語に過ぎないかも知れぬが、頭を高く使う人なら、世界は早晚そこに落ち着くほかないことがわかる筈だ。目先のことだけしか見ない人には、漢字廃止論は痴人のたわごとときかれらるかも知れぬが、一步先を見る人ならそれが日本の生き残るために、緊急にして切実な焦眉の問題であることを理解するであらう。

二〇一四年（平成二十六年）『人生の本舞台復刻版』より



昭和25年、尾崎が立ち寄ったポトマック河畔（ワシントンDC）の桜

ポトマクの  
桜にうたい  
月に酔い  
雪をめでつつ

わが世終えなむ  
（米国の招聘講演から帰国した折）

昭和二十五年

尾崎行雄

## 「罌堂没後六十年・相馬雪香七回忌記念フォーラム」

昨年（二〇一四年）十一月八日（＝尾崎三女・相馬雪香さんの命日）、尾崎財団主催「罌堂没後六十年・相馬雪香七回忌記念フォーラム」を憲政記念館にて開催しました。

はじめに、森山眞弓・当財団理事長のメッセージを、戸田善明理事が代読しました。

「本日、罌堂没後六十年・相馬雪香七回忌記念フォーラムが、皆様のご支援とご協力により、ここ憲政記念館で盛大に執り行われますことを、心より感謝申し上げます。こうして仲間の皆様が集

い、改めて行動を誓う姿を、尾崎行雄先生、そして相馬雪香先生も、大変喜んでおられることと思います。本日の記念フォーラムが、皆様、また当財団にとっても、新たな出発となり、未来を切り開いていく大きな力になっていくことを強く願っております。本日は、誠に有り難うございます。平成二十七年十一月八日 森山眞弓」

当日は、尾崎行雄と相馬雪香に縁の深い二つの団体、「NPO法人罌堂香風（がくどうこうふう）」と「NPO法人一冊の会」による活動報告が行われました。

罌堂香風は、尾崎の選挙区・伊勢を中心に罌堂の理念普及に努めている団体です。毎年、尾崎罌堂生誕祭、罌堂読書感想文コンクール、「花みずきの女王」の選出、全米桜祭りへの参加など積極的に展開しています。

この日は、キャロライン・ケネディー駐日米国大使を伊勢に招いての「ハナミズキ植樹式」（二〇一四年五月開催）や、花みずきの女王パレード、全米桜の女王の伊勢招聘、また伊勢市立観光文化会館への尾崎罌堂像建立などの活動が報告されました。



罌堂香風の松村会長と土井理事長による挨拶



罌堂香風の奥本理事（伊勢の尾崎罌堂記念館館長）による活動報告



尾崎行雄を全国に発信する会の皆様



尾崎行雄の手形色紙、普選手拭いなど



尾崎行雄の車椅子と杖

また当日は、尾崎の生誕地・相模原から「尾崎行雄を全国に発信する会」の皆さんや、相馬さんが設立したリーダー育成塾「罌堂塾」及びその卒業生団体「罌志会」の皆さん、尾崎財団の会員・支援者の皆さんなど多数の方々も駆け付けて下さいました。

懇親会場に展示した、尾崎の「普選手拭い」や罌堂肖像画、手形色紙、晩年使用した車椅子や杖、また相馬さんの遺品やアルバムなどを眺め、二人の功績に思いを馳せながら、互いに交流を深めました。

この日は、相馬さんが始めたFAWA（アジア太平洋女性連盟）の日本代表として国際会議（隔



一冊の会の大槻会長と小山理事長による挨拶

一冊の会は、罌堂及びその三女・相馬雪香の精神を生かしながら、途上国・被災地支援、国際交流、人材育成に努めている団体です。



一冊の会「櫻華塾」の村岡塾生による活動報告

年開催）に出席し、女性のエンパワメントと持続可能な社会の実現をテーマに各国・各地域の代表と議論を重ねた成果が報告されました。（この日、FAWAの会長で、今回の主催国シンガポールの代表、サラメイ・ウー氏もわざわざシンガポールから駆け付けて下さいました。）



琴堂香風の皆様



懇親会の様子



相馬雪香のアルバム、勲章など



琴堂塾の塾生、当財団役員など

【御礼】

当日参加して頂いた皆様、また参加は  
できなくとも支援・協力して頂いた全国  
の会員・関係者の皆様に、心より感謝申  
し上げます。

そして、本フォーラムの準備・運営・  
後片付けに奮闘してくれたボランティア  
の運営委員（高橋大輔さん、高橋富代さ  
ん、神山浩幸さん）にも厚く御礼申し上  
げます。

今後ともご支援・ご協力を賜りますよ  
う何卒宜しく願い申し上げます。

尾崎行雄記念財団

役員一同

## 汚染水との闘い ― 福島第一原発・危機の深層

空本 誠喜

(元衆議院議員・豊堂塾一期生)



空本誠喜(そらもと・せいき)

昭和三十九年三月十一日(広島)生まれ。工学博士(東京大学・原子力)。東芝の技術者を経て、政界入り。福島第一原発事故「官邸助言チーム」事務局長。福島原発事故に際して、恩師だった小佐古敏荘教授を内閣官房参与に推薦。事故対応の最前線で活動中。

### (一) 東京オリンピックと汚染水

「私が安全を保証します。状況は完全にコントロールされています」

二〇一三年九月七日、安倍晋三総理はアルゼンチンの首都ブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会(IOC)の総会で「汚染水の影響は原発周辺に限定されている」と断言し、日本は東京オリンピック

ック・パラリンピックの招致を勝ち取った。

一方で、原子力規制委員会の田中俊一委員長は、IOC総会直前の九月二日、「汚染水が長期的にわたって漏れる可能性がある」とした否定的な見解を示していた。

何故、安倍総理が、事実に対して、汚染水問題について、ここまで強気の発言をしたのであろうか。

当時、海外メディアでは、IOC総会に向けて汚染

水問題を取り上げ、ネガティブキャンペーンが張られていた。だからこそ、オリンピック・パラリンピックの招致を勝ち取るためには、それら報道に打ち勝つだけのアピールが必要であった。招致を成功させるためには、福島第一原発事故の今後の対応を政府主導とすることと合わせて、海外のネガティブキャンペーンを打ち消すだけの汚染水に関する日本政府の見解を示すことが必要だったのだ。

では、福島第一原発内の汚染水の本当の状況はどのようなのであろうか。

### (二) 大津波から始まった汚染水

汚染水との闘いは、原発事故の発生直後から始まっていた。二〇一一年三月十一日、東日本大震災でもたらされた大津波によって、福島第一原子力発電所事故は発生した。全交流電源喪失により原子炉の冷却ができなくなり、原子炉内の核燃料が溶け落ちて圧力容器の底部までが損傷した。さらに一号機から三号機までが、メルトダウン(炉心溶融)のみならず、メルトス

ルー(溶融貫通)にまで至ってしまった。

翌十二日からは、原子炉を冷却するための緊急措置として海水の注水が始まった。この海水は、溶融した核燃料と触れて高レベル(高濃度)汚染水となり、原子炉の圧力容器から格納容器へ、そして原子炉建屋からタービン建屋へ流れ出していた。タービン建屋には、もともと津波由来の海水が低レベル(低濃度)汚染水として大量に滞留していたが、さらに、敷地内の山側から地下水が建屋内に流れ込み、汚染水は毎日増え続けるばかりであった。

### (三) 官邸助言チーム

事故直後に、ひそかに結成された「官邸助言チーム」では、福島第一原発の「汚染水対策」がすでに議論されていた。そして、迅速な着手を、官邸だけでなく、政府と東京電力との対策統合本部に緊急助言していた。

チームのメンバーは、「最悪のシナリオ」を策定した近藤駿介原子力委員長、二〇ミリシーベルト問題を提起した小佐古敏荘内閣官房参与、東京電力の技術顧



間でもあった尾本彰原子力委員、福島第一原発の所管官庁であった原子力安全・保安院、SPEDIや放射線モニタリングを所管していた文部科学省、さらに経済産業省の中山義活大臣政務官、大島敦（前）内閣府副大臣と長島昭久（前）防衛大臣政務官、そして細野豪志総理大臣補佐官と筆者であった。また内閣官房の福山哲郎官房副長官や馬淵澄夫総理大臣補佐官の出席もあった。

緊急助言は、官邸主導で立ち上げられた「特別プロジェクト」として一部は着手されたものの、抜本的な対策は先送りされてしまった。その結果、汚染水漏れが発生するたびに、応急的な対策を講じるといった後手後手の「いたちごっこ」となってしまった。そして、汚染水問題はさらに深刻化していった。

#### （四）低レベル汚染水の海洋放出

一方、汚染水問題は三月下旬には顕在化していた。三月二十四日、三号機のタービン建屋地下で電源ケーブルを敷設していた作業員三人が被ばくした。高レベルの溜まり水に浸かりながらの緊急作業で被ばくした

とが、国民の正しい理解にもつながり、汚染水問題の解決への早道になるのではないだろうか。

そこで筆者は、汚染水の全体像を理解していただくために、事故当初からの汚染水の状況と対応について整理するとともに、今後の課題について整理して、『汚染水との闘い』（ちくま新書）として出版させていたのだ。

まず、IOC総会での安倍総理発言の真意を記すとともに、厄介な汚染水の緒元を明らかにして、汚染水問題の整理整頓を行った。

さらに、政府の進め方や東京電力の対応、さらに汚染水処理の全体像をとりまとめている。話題となっている「遮水壁」や「地下水バイパス計画」の着手に至るまでの経緯についても記した。

続いて、事故直後に大きな騒ぎとなった「低レベル汚染水の海洋放出」について、その経緯を整理させていただいている。特に、『官邸助言チーム』の役割と活動と合わせて、海洋放出との関わりについて記した。

また、消費者に最も関心のある「水産物への影響」

ものだった。さらに四月二日には、二号機の取水口付近のピットの亀裂から高レベル汚染水が海に大量に流出しているのを巡回中の作業員が発見した。この垂れ流しを止めなければ、海洋汚染を益々広げてしまう状況にあった。

高レベル汚染水の垂れ流しを阻止するために、四月四日から大量の低レベル汚染水を海洋に放出した。しかし、この放出は関係者への丁寧な説明がないまま行われたことにより国内外で大きな問題となってしまった。

#### （五）困難を乗り越えて

増え続ける汚染水、進まない汚染水処理、頻発している設備故障や漏洩トラブルなど、汚染水問題は益々複雑となり、深刻化している。また一方で、「一体どうなっているのか、よく分からない。全体像がさっぱり掴めない」という声もよく聞く。

では、どのような対策がこれまでに講じられ、どのような進捗状況だったのか、どのような大きな障壁となっているのか。これらを分かりやすく国民へ報じるこ

についてまとめた。特に、水産物の出荷管理体制、魚介類の放射能検査と安全性、海水や海底の清澄状況や原発周辺の汚染状況を網羅して整理した。

最後に、筆者の技術者としての実務経験や政治家としての活動経験から、今後考慮すべき点を「三つの提言」として述べさせていただいた。

- ・ 提言① 現場作業員の長期の安定確保
- ・ 提言② 現場技術力の蓄積と継承
- ・ 提言③ 食の安全（出荷管理体制と広報強化）

「汚染水との闘い」は、果てしない闘いである。そして、その先には、「廃炉との闘い」も待ち構えている。国と東京電力は廃炉の完了まで三十年から四十年を想定しているが、まだまだ先を見通せない状況である。

しかし、「汚染水のアンダー・コントロール」は事実上の国際公約となった。だからこそ、汚染水に翻弄されず、処理を着実に前進させなければならない。本当の「アンダー・コントロール」に向けて根本的な対策を国が主導して講じていかなければならない。

（完）

## 「人生の本舞台は常に将来に在り」を胸に

中野 和信

(埼玉県蓮田市市長・豊堂塾六期生)



中野和信(なかの・かずのぶ)  
昭和二十年十二月十四日生まれ。法政大学卒業、元蓮田市職員(都市整備部長、教育部長などを歴任)、元蓮田市議会議員(二期)。平成十八年より市長(三期)。その他、埼玉県市長会理事、蓮田白岡衛生組合管理者、蓮田市スポーツ少年団本部長。信条は、「和して同ぜず」。趣味はゴルフ、俳句。

### (一) 政治家を志したきっかけ

祖父も父も含め、代々蓮田市に住んでいます。が、子供の頃から住み馴れた故郷が大好きで、大学卒業後、市役所に就職して三十三年間、市の職員として務めておりました。

市長に立候補したのは五十五歳の時です。十三

年前になります。理由は二つあります。ひとつは市職員時代に感じていた「与えられた仕事だけではなく、もっと多くの市民と直接触れる方法はないか」という思いからです。市長という職は、もっと広く、たくさんの方と直接関わりながら日々働ける、公的にも私的にも非常に大事な職業

と考えていました。もうひとつは、蓮田市の街を自分ならもっともっと未来のある住み良い街にできると思っていたことです。蓮田市では首長は二期で交替をくり返して来ましたが、新たな事業がなかなか進まない、最後まで完結しない傾向がありました。

高度経済成長の終焉を迎え、行政も多方面での方針転換が迫られる時代背景の中で、このままでは未来の蓮田市のためにならないと疑問を感じていました。三十三年間いろいろな市役所の部署を廻って、仕事も経験し、人脈もそれなりに自信があったので、市長という職への可能性と、当選

したら自分ならなんとかできるという、今考えると恥かしいうぬぼれた自負もありました。市民と日々触れ合いながら蓮田市の街づくりを行っていく職、それはやはり首長だという強い思いを持っていたからです。結果は全国で三人目の、しかも二期目を目指す女性市長が相手に最初のチャ

レンジは二百十票の差で負けました。しかし、いわゆる「政治家への野心」から目指した市長職ではなかったため、浪人中もその思いは全く枯れることなく、四年後、再挑戦して大差で当選しました。

実は、この浪人中の四年間が私に多くの体験と考えと時間を与えてくれました。豊堂塾との出会いもこの時でした。人間社会の厳しさや優しさ、理想と現実の調和の仕方などさまざまです。それが今の私の財産、基本となっています。

### (二) リーダーシップとやりがい

私自身は使命感の強い性格で、たとえ他人からの賞賛がなくても意に介せずただひたすら目的に向ってやるべきことをこなし実現するタイプです。自分の力を誇示する名誉欲はありません。むしろ課題に対し、「頑張らなくちゃ！」と責任感や使命感に燃える性格です。

一般的に言われる、トップリーダーの葛藤もありません。上に立つ人間は、最高調整役として市民のさまざまな意見や方向性の中から、また全職員さまざまな職種や業務の中からやるべき仕事、その決断とそして責任を負う。このくり返し、一貫性だと考えています。そして大事なことは相手の力を引き出す能力と、決断のために必要な、できるだけ正確な情報を自分自身で集められる能力を持つことが不可欠なことだと常々思っています。

### (三) 罎堂塾と自分自身へのメッセージ

私の父親は体が弱く、小さい頃から父の代わりに地元の会合や行事に出席、参加していました。大人の世界のつき合いです。そのためか子供時代から早く社会に出て働こうという意思を強く持っていました。

高校受験の時も、大学受験の時にも一日も早く

社会に出て職業を持って働きたいと思っていたので、その都度担任の先生や家族には進路問題で心配をかけました。実は内心勉強があまり好きではなかったのですが・・・でもその時々

自分で考えて決めた道は真面目に一生懸命努力して参りました。後悔は全くありません。

私なりの人生の中で、今も大きな支えとなっているのが「罎堂塾との出会い」です。政治家として、一私人として、その歩む道標が、尾崎行雄翁の遺した言葉「人生の本舞台は常に将来に在り」なのです。この含蓄ある言葉が私を支えています。過去のことを悔やむだけでは何も生まれることはありません。常に未来のことを考えて生きて、ほうがよいと思います。そして、未来のために、まずは「今」を一生懸命頑張ることを心がけています。

(完)

## 特集

### 尾崎行雄・相馬雪香の遺志を継ぐ人々

## 尾崎行雄への思い、罎堂塾への思い

### 竹田 宣廣

(川崎市議会議員・罎堂塾十三期生・罎志会幹事)



竹田宣廣(たけだ・のぶひろ)。昭和五十七年生まれ、川崎市議会議員(無所属一期目)。東京理科大学(工学部)を卒業後、国税専門官、衆議院議員秘書を経て平成二十三年の統一地方選(川崎市議会議員選挙、宮前区)に初挑戦、トップで当選。公務員経験を活かしての行政改革に力を注いでいる。

#### (一) 政治家を志した理由

私は平成二十三年四月の統一地方選挙にて、川崎市議会議員に初当選をさせて頂きました。

「尊敬する政治家は？」と尋ねられると、迷わず尾崎行雄と答えます。

「何故、政治の道、政治家を志したのか？」と尋ねられる機会も多くあります。正直なところ、学生時代は全

くといっているほど政治には関心がありませんでした。関心を持つようになったのは、社会人経験をして、政治との接点が多かった時でした。

私が社会人として初めて奉職したのは、公務員でした。「税金の仕事」です。その職を望んだ理由は、単純です。日本国憲法には納税の義務があり、その上で現代の税制はどのようになっているかを知りたかったからで

す。

私は公務員として、税徴収における部署に配属されましたが、その職務を重ねるうちに、やがて自問自答する日々が続くようになりました。政治が定めた税制に疑問を覚え始めたからです。それが、政治との接点が何なのか分かった時です。そして、私は公務員を辞め、今一度、政治を深く考え直しました。

政治とは何か、政治家とは何かを知るために多くの書籍を読みました。そうして辿り着いたのが「尾崎行雄」でした。私が生まれる前にお亡くなりになられたので、勿論、面識ありません。しかし、関連書籍を読むと、語弊があるかもしれませんが、胸が躍りました。「政治家・尾崎行雄」への憧れです。

## (二) 政治家・尾崎行雄

私は選挙に出る前、尾崎行雄のような政治家になるためには、どうしていかなければならないかと本気で考えました。

日本国憲法に定められている通り、被選挙権はある年齢でしたが、実際の選挙とは何か分かりませんでした。

尾崎行雄はレコード演説だけで人を集められた、尾崎自身が知らぬ間に支援者が立候補の届出をし、しかも当

て成就するためには何ができるでしょうか。世界の中にいくつもの議会があり、川崎市議会で私が有権者の皆様からの負託を受けてお預かりする議席から、一期四年間で何ができるでしょうか。

改めて政治家としての私自身を見つめ直すべく、永田町の憲政記念館、尾崎行雄の銅像の下で学べる「豊堂塾」(かくどうじゅく)。「豊堂」は尾崎翁の雅号の門を叩きました。私は「豊堂塾」の第十三期生となりました。

## (四) 豊堂塾のついで場

「豊堂塾」は尾崎行雄の精神を敬い、「誰が正しいかではなく、何が正しいか」を講師や塾生で考える塾です。毎回、刺激的でした。

嬉しかったことがあります。豊堂塾は、純粹に自分自身を考え直し、世界をどうしていくかを考えたいという人だけが集まる場でした。私もその一人です。

また、平成二十三年三月十一日に東日本大震災が発生した直後に開かれた「豊堂塾」ということもあり、これからの世界における日本を真剣に考えていく場でした。

世界において、日本において、各々一人ひとりに何ができるか、私自身が川崎市議会で何ができるかを真剣に考えさせて頂ける場でした。

選させてしまった等、そういったエピソードには、前述した通り憧れがあります。

考え抜いた結果の答えは、安直ではありませんが、まず演説ができなければならぬということ。私自身が「何故、政治家になりたいか」「政治家として何を成し遂げたいか」、大勢の人に伝えられなければならない、そのためには街頭に立ち演説をする必要があるという結論に至りました。

それから私は、街頭活動を雨の日も雪の日も続けました。日々続けるうちに支援して下さる方も増えてきました。最寄りの駅前、たった一人で始めた街頭演説。今でも鮮明に覚えています。それが、私自身が「竹田宣廣」という政治家になった初めての日だと、尾崎行雄に少しも近づけた日だと思っています。

## (三) 議会活動、世界における各々の議会

その後、川崎市議会議員に初当選をさせて頂き、私の議会活動が始まりました。地方議会です。議場の席に座ると、ふと考えることがあります。

「愛国心より世界の平和」——尾崎行雄の主張の中で、私が最も尊敬するものです。

私自身がその真の意義に辿りつき、そうした主張をし、豊堂塾の卒塾生として、豊堂塾は学びや探究心を満たす場ではなく、自分自身を考え直し、成長していく場であり、「誰が正しいかではなく、何が正しいか」、そして、世界において、日本において、自分自身に何ができるかを見出す場だと、私は自信を持って言いたいです。

## (五) 未来に向けて

以上に記してきたことは、私がこれまでに政治家として感じてきたこと、現時点の私自身の政治哲学です。単に尾崎行雄の背中を追いかけて、いつかは越えたいということ。です。

現在、私は地方議員、川崎市議会議員です。地方議会は民主主義であり、議場や地域の現場が主体です。何事にも現場が主体ということは重要です。

その時々で、私自身にできることに全力で取り組んでいけば、その先に新たに私が望むことへと繋がると信じています。

以上が、尾崎行雄の生き方、豊堂塾から学んだことです。

(平成二十七年二月記)

## 一般財団法人尾崎行雄記念財団

### 会長・理事長・事務局長メッセージ

(財団公式ホームページ <http://www.ozakiyukio.jp/> でもご覧頂けます。)



尾崎行雄先生は、「議会政治の父」と呼ばれています。国会開設とともに衆議院議員に選ばれ、以後二十五回連続当選、六十有余年にわたる国会議員をつとめました。明治・大正・昭和の激動期に、不屈の精神と強い信念をもって議会の発展に尽くした尾崎翁の生き方は、現代の有権者・政治家双方に大きな示唆を与えてくれます。当財団は、尾崎翁の信念・生き方・理念を基に、議会政治の更なる発展に努めてまいります。



町村信孝  
会長  
衆議院議長

当財団は、尾崎行雄先生の理念を基に、議会制民主主義の確立と世界平和の実現に寄与すべく設立されました。罎堂（がくどう）こと尾崎行雄は政治家として、また、尾崎三女で平和活動家の相馬雪香（2008年逝去／罎堂塾創設者）は民間の立場から、それぞれ日本と世界のために尽くしました。当財団は、この二人の信念を広めつつ、民主政治の更なる発展に努めて参ります。ぜひともご支援ご協力をお願い申し上げます。



森山眞弓  
理事長  
元内閣官房長官

「誰が正しいかではなく、何が正しいか」―尾崎行雄と相馬雪香に共通する精神です。お任せ・他人任せにせず、何が正しいかを自ら考え抜き、行動する有権者・リーダーの育成に、当財団は不偏不党で取り組んでいます。当財団の賛助会員、罎堂塾の塾生・卒業生は、日本と世界のあるべき姿を追求する仲間です。ぜひ皆さんも、この輪に加わってください。そして、国のあり方、政治のあり方を共に考え、大いに議論し、行動していきましょう。



石田尊昭  
理事・事務局長

## 都道府県議会の定数不均衡問題に関する考察

富田 雅裕

(衆議院議員秘書)

## (一) はじめに

本来、議員の定数や配分方法は、いわば議会の自律権の問題であるといつてよい。わが国の場合、憲法第十四条の「法の下の平等」の精神に照らし、また議会と有権者との対話を通じ、議員定数・配分方法が定められることが望ましい。衆参各院の議員定数や配分方法は公職選挙法（以下、「公選法」という。）で定められ、改正には両院の議決を要するが、各院の事項については当該院の意思が尊重されてきた。

定数や配分方法は代表制のあり方とも密接に関わる問題であるが、政党（党派）や議員の身分に大きな影響を与えるものではない。中選挙区制を採用していた時期は、衆議院は最高裁判決に背中を押される形で定数の是正を行ったが、小選挙区比例代表並立制導入の際、衆議院議員選挙区画定審議会設置法が制定され、その第三条で最大較差が基本的に「二以上とならないようにすること」が明記された。

参議院もまた最高裁判決を受けて較差の是正を行ってきたが、衆議院に比べ、受け身の是正に終始してきたといわざるを得ない。参議院はみずから容認される最大較差を規定することを避け、最高裁が一応の目安としている「五倍未満」に最大較差が収まることとする。

るよう緊急避難的な是正措置を繰り返してきた。その意味では、衆議院よりも自律権は発揮されてこなかったといえる。

一方、地方議会、とりわけ都道府県議会の場合にも、みずからの課題をみずから解決するという自律権の発揮が求められるが、わが国の場合、法律による国の基準・規制が強く維持され、それが「隠れ蓑」にされたり、あるいは較差是正の足かせになったりしてきた。都道府県議会においても最高裁判決が較差是正の要因になってきたが、衆参両院の場合に比べ、自律権による較差是正におのずと限界もあった。

だが、徐々に法律による国の基準・規制は緩和され、都道府県議会の自律権が発揮されやすい環境が整いつつある。議員定数は各議会で自由に決められるようになり、また、平成二十五年の公選法改正によって選挙区の単位が「郡市」から「市町村」になったことで、今後は定数配分や選挙区について相対的に高い自由度で定められるようになった。そうした都道府県議会の自己決定権の拡充に伴い、今後は責任も問われる。

本稿では、微増微減が繰り返されてきた衆参両院

の較差是正の概要を論じた上で、これまで都道府県議会議員の選挙区においてどのような要因でどのような較差是正が行われてきたのか、また、なぜ抜本是正が行われなかったのか、さらに何が抜本是正の障害になってきたのかに考察を加え、平成二十五年の公選法改正がもたらす意義と課題について述べることにする。

## (二) 衆参両院の定数は正

かつての衆議院の中選挙区制の下においても、しばしば一票の較差が問題になることがあった。当初は定数を増やすことによって対応されてきたが、昭和五十八年に最高裁が一票の較差が三倍以上になる場合には違憲であるとの判断を示したのを受け、同六十一年に「八増七減」、平成四年に「九増十減」などが図られた。しかし、農村部から都市部への人口流出が続く中で、抜本改革には至らなかった。

平成六年に衆議院に小選挙区比例代表並立制が導入された目的の一つは、定数不均衡の抜本的な是正を図ることであった。衆議院議員選挙区画定審議会設置法では、区割りの作成基準として各選挙区の人口の較差が「二以上とならないようにすることを基

本」とされ、平成十四年に「五増五減」、また同二十五年に「人口最小県の人口最小選挙区の二倍未満」とする緊急是正法による「〇増五減」が実現した。その結果、平成二十二年の国勢調査に基づいた較差は一・九九八倍となった。諸外国の基準に照らせば、許容される較差が「二倍未満」であることには問題もあるが、中選挙区制の下で最大較差が「三〇四倍」であったのに比べれば、一票の価値の問題は大きく前進した。

新制度導入の際、各道府県にまず一議席を配分する、いわゆる「一人別枠方式」が設けられた。しかしながらこの方式を維持しながら較差の是正を続けることは困難であるため、平成二十五年の「〇増五減」の際、同規定は削除されている。平成二十七年三月現在、一票の較差は正を含めた衆議院選挙制度改革については「衆議院選挙制度に関する調査会」で議論がなされている。

一方、参議院の場合、かつての全国区制が比例代表制に改められただけで、都道府県を単位とする選挙区選挙は改革されることなく維持されてきた。当初、最高裁は参議院議員の較差問題に対して違憲判決を下すことなく、広く立法裁量権を認めた。その結果、参議院発足当初、二・六二倍であった選挙区

間の最大較差は、平成四年の参議院選挙で六・四八倍まで拡大した。

平成四年の参議院選挙の較差は正訴訟に対し、同八年、最高裁は合憲としつつも初めて「違憲状態」であるとの認識を示した。こうした動きを先取りし、平成六年に参議院で初めて「八増八減」の定数は正が図られ、同二年の国勢調査人口に基づいた最大較差は四・八一倍まで縮小した。さらに平成十三年に岡山、熊本、鹿児島各県の定数が「二減」となり、同十九年と二十五年にそれぞれ「四増四減」が実施された。

参議院で定数は正の動きが加速したのは、司法判断に変化が生じたことが大きな要因であると考えられる。参議院議員の定数不均衡について最高裁が初めて見解を示したのは昭和三十九年二月であるが、その判決では、同三十七年の参議院選挙で一票の価値に最大一対四・〇四の較差があったにもかかわらず、議員数の配分が選挙人の人口数に比例していないことだけで憲法第十四条に反して無効であるといえないとした。

昭和四十六年の参議院選挙で最小票値と最大票値との比が一対五・〇八倍であったことを受けて訴訟が提起されたが、同四十九年四月の最高裁判決で

は、「この程度の較差ではいまだ極端な不平等とはいえず、立法裁量・立法政策の問題にとどまる」とした。投票価値に最大一対五・二六の較差が生じた昭和五十二年の参議院選挙についての同五十八年四月の最高裁判決でも、「国会の立法裁量の範囲に属する」とした。

しかし、前述のように、平成四年の第十六回参議院選挙で較差が最大一対六・五九にまで拡大したのを受け、同八年の最高裁判決では違憲とはしなかったものの、違憲の問題が生じる程度の投票価値の著しい不平等があったとした。その前年に初めての定数は正として「八増八減」が実施されたのは、最高裁で厳しい判決が下されることを予想してのことであったといえる。

平成十三年に参議院の比例代表制に非拘束名簿式が導入された際、併せて選挙区で「六減」が実施され、また同十九年には「四増四減」が図られた。だが、いずれも抜本的な是正からはほど遠く、緊急避難的な是正であったことから、同二十二年に行われた第十六回参議院選挙では最大較差は一対五・〇〇になり、同二十四年の最高裁判決では平成八年判決と同様、「著しい不平等状態にあった」とされた。

平成二十四年の最高裁判決では一対五・〇〇の較

差に対して「違憲」と判断されなかったものの「違憲状態」とし、国会に対して厳しい警告が寄せられた。さらに「単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方法をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直し」を求めた。だが、国会は再び「四増四減」の暫定措置を講じたにすぎない。

当初は一票の価値に大きな較差が生じても「立法裁量の範囲内」としていた最高裁だが、今日では国会の不作為に厳しい判断を示すようになった。高等裁判所の中には「違憲状態」ではなく「違憲」「無効」の判決を下したところもある。こうした国会の怠慢に対する司法の厳しい判断、そして世論の批判を受け、国会は平成二十四年の定数は正に際し、同二十八年の参議院選挙に向けた抜本改革の検討を公選法の附則に謳った。

衆参両院の定数や配分方法は公選法で定められているが、許容される一票の最大較差は規定されていない。そのため、最高裁が憲法第十四条や諸情勢に照らし、違憲となる目安を提示してきた。衆議院は選挙区画定審議会設置法の中で許容される最大較差を定め、一定の自律権を発揮したが、参議院は依然

として受け身のままであり、現時点では必ずしも自律権は十分に発揮されていない。

### (三) 都道府県議会における定数と議席配分

現行憲法の制定により、地方公共団体の議会は憲法上の機関とされ、重要な意思決定機関に位置づけられている。また、地方自治法第九十六条が規定する議決事項は、条例の制定・改廃、予算の制定、決算の認定をはじめとする十五項目であるが、地方分権の進展により、その対象は拡大している。のみならず、都道府県知事や市町村長の権限強化に伴い、いわゆる議会の監視機能強化の必要性も高まっている。

しかし、地方議会、とりわけ都道府県議会はみずからの定数や配分方法を自由に定めてきたわけではない。長きにわたって地方自治法や公選法によって基準・規制が設けられてきたため、地方議会の自由度は必ずしも高いものではなかった。「地方自治」とは名ばかりに、法律による国の基準・規制によって二元代表制の一翼を担う地方議会にも大きな制約が課せられてきたのである。

たとえば地方議会の定数であるが、地方自治法が制定された際には法定定数制度が設けられ、昭和県と町村の中間に位置する地方公共団体として定められたものであり、一定の役割を果たしたが、大正十二年に廃止され、以後は地理的名称としてのみ使われてきたものである。にもかかわらず、公選法が定める都道府県議会の選挙区では「郡市」が単位とされ、この規定は議会がみずから定数配分や選挙区を変更する際の障害となった。

都道府県議会議員の定数が人口に比例して「郡市」に配分されてきた結果、地域間較差が生じることが一般的であった。そのため、改正前の公選法第十五条二項で「当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域を合わせて一選挙区を設けなければならない」とされ、いわゆる強制合区の規定が置かれた。

また、同条三項では、「議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の郡市の区域と合わせて一選挙区を設けることができる」との任意合区の規定も置かれた。公選法では許容される最大較差は定められていないものの、これらの規定により、各都道府県の議員一人当たりの人口の半数に達しない場合は、合区の対象にされてきたのである。

二十七年に同法が改正された後も、条例で定数削減ができるのみとされた。これらは国が地方議会を信頼していない結果であったが、たとえ法定上限数があっても、地方分権の進展に呼応した地方議会改革の一環として、あるいは行財政改革の一環として、自発的に定数を削減する議会は少なくなかった。

とはいえ、都道府県議会の定数の上限を法令で定めることに対し、全国都道府県議会議長会などから地方分権の流れに逆行するものだと強い反対論が出されてきた。その結果、平成二十三年の地方自治法改正によって法定上限が撤廃され、それぞれの地方公共団体において議員定数を条例によって自由に定められるようになった。もとより自由化されても、現時点で議員定数を増やした団体はない。

一方、定数配分や選挙区に関しては、公選法第十五条八項で「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して定めなければならない」とされ、また同一項には「都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による」とあった。つまり、都道府県議会議員の定数配分は、基本的に人口比例にもとづき、「郡市」に配分されてきた。

しかし、「郡」とは明治期から大正期にかけ、府ただし、強制合区や任意合区などの規定が置かれてきたにもかかわらず、同法第十五条七項では「行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行われなければならない」とされ、また、前述の同法第十五条八項のただし書きでは「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」とあり、必ずしも人口のみを要素にした厳密な選挙区設定や定数配分が求められてこなかった。後述するように、これらの規定が都道府県議会において較差が発生・拡大する一因であった。

のみならず、公選法第二七一条では、いわゆる特別選挙区が認められてきた。すなわち、「昭和四十一年一月現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、条例で当該区域をもって一選挙区を設けることができる」とされた。

この特別選挙区は、昭和三十七年の公選法改正で、過疎化が進む離島地域において一定の議員数を確保するために設けられたが、その四年後には対象選挙区は大幅に拡大された。確かに均衡ある地域の



形成のためには、人口の少ない地域からも都道府県議会議員が選出されることが望ましい。しかし、この規定によって定数は正に一定の例外が認められてきた。もつとも、総務省自治行政局選挙部によると、特例選挙区の数は平成十五年三月の時点では全国に二十八選挙区あったものの、法改正前の同二十五年九月現在では七選挙区にすぎない。

以上のように、都道府県議会の定数や議席配分は、法律による国の基準・規制によって枠組みが定められ、自由度は限定的であったといえる。のみならず、「当分の間」の文言とは裏腹に、長期にわたって特例選挙区が認められてきたため、都道府県議会が自律権を行使して定数の不均衡を抜本的に見直そうとする動きにつながらなかつたと考えられる。その結果、衆参両院と同様、最高裁判決を受けて緊急避難的な是正が繰り返されてきた。

#### (四) 最高裁判決と定数の是正

たとえ有権者が投票価値の平等化を求めたとしても、議会が自律権を積極的に行使しなければ、不均衡が是正される可能性は少ない。そのため、衆参両院の定数は正と同様、都道府県議会の議員定数に関しても、これまで定数は正訴訟が提起されてきた。

特例選挙区を含む選挙区間の較差が六・四九であったのを受けて争われた訴訟でも、最高裁は上告を棄却しつつも選挙の違法を宣言し、合理的期間の六年を経過しているとした。昭和六十年七月の東京都議会議員選挙で定数二以上の選挙区間の最大較差が三・四であったことを受けての最高裁判決でも上告は棄却されたが、是正しないことに合理的な理由がないとして違法が宣言されている。

平成元年七月の東京都議会議員選挙でも、全選挙区間の最大較差が三・〇九であったため、東京高裁および最高裁は請求・上告を棄却しつつも、やはり違法を宣言している。それに対し、平成三年四月の愛知県議会議員選挙では特例選挙区を含む選挙区間の最大較差が五・〇二、除く較差が二・八九であったが、名古屋高裁は選挙の違法を宣言したものの、最高裁は適法とした。

昭和六十二年四月に行われた岡山県議会議員選挙に関して特例選挙区を含めた選挙区間の最大較差が三・四四、含めない較差が二・八四であったのを受けての訴訟では、平成元年の最高裁判決では適法であるとされた。平成三年四月の愛知県議会議員選挙で特例選挙区を含めた最大較差が五・〇二、含めない

もつとも、衆参両院の定数は正訴訟では憲法との整合性が争われてきたのに対し、都道府県議会の議員定数訴訟は直接的には公選法の諸規定との整合性が問題にされてきた。

たとえば、昭和五十六年七月に行われた東京都議会議員選挙で最大較差が全選挙区間で七・四五であったため、定数は正訴訟が提起された。昭和五十八年七月の東京高裁判決でも、また翌年の最高裁判決でも事情判決の法理が援用され、請求・上告は棄却されたが、選挙の違法が宣言された。最高裁は七・四五の較差は議会の合理的裁量の限界を超え、また合理的な是正期間を十年とした上で、その期間も超えているとした。

昭和五十九年の最高裁判決では、定数配分条例について議会の裁量権を広く認めたものの、決定する際には人口比例が最重要基準であること、そして人口変動によって較差が拡大しても議会には合理的な期間が与えられているとしたが、昭和五十六年の東京都議会議員選挙では最大較差が七・四五まで拡大し、十年の合理的期間を経過していたため、ここでも事情判決の法理により選挙の効力は認められたものの、違法が宣言された。

また、昭和五十八年四月の千葉県議会議員選挙でい較差が二・八九であったのを受けての平成五年の最高裁判決でも、特例選挙区設置の必要性が認められるとともに、「三倍未満」の較差を適法とした。

平成元年の最高裁判決でも同五年の判決でも、議員定数の配分に関して人口比例の原則を修正するか否かについては都道府県議会に裁量権が与えられているが、合理性を有するとは考えられない程度に達していなければ、公選法に抵触しないとされた。平成十一年四月の千葉県議会議員選挙を受けての同十二年最高裁判決でも、合理性を有する程度の較差は議会の裁量権の行使であるとした。

平成元年までの最高裁判決では、都道府県議会議員の定数配分に対して違法が宣言される例が多かったのに対し、平成五年以降の判決では基本的に適法とされているが、その決定的な違いは特例選挙区を除く選挙区間の最大較差が「三」を超えているかどうかである。換言すれば、公選法には明記されていないものの、判例によって都道府県議会議員で許容される最大較差は「三未満」とされた。

もちろん最大較差が「三」を超せばすぐに違法が宣言されるわけではなく、是正のための一定期間が認められる。昭和六十二年四月の兵庫県議会議員選

挙では、特例選挙区を除く選挙区間の最大較差が三・八一であったにもかかわらず、平成元年の最高裁判決では、投票価値の較差は違法に達する程度に至っていたものの、是正のための合理的期間を経過していないとして違法は宣言されなかった。

こうした最高裁判決が目安になり、各道府県議会で議員定数の削減と相まって較差が是正されてきた結果、一部の例外を除けば、多くの議会では最大較差を「三未満」にする取組みが重ねられてきた。平等選挙の原則に照らせば、最大較差を「三未満」とすることには議論もある。しかし、都道府県議会議員の選挙区が「郡市」と定められてきたため、かつての衆議院の中選挙区制の下において許容された最大較差と同様、「三未満」が目安にされた。

一つの例として、平成二十五年九月現在において四国四県における人口比（平成二十二年国勢調査人口）に基づく最大較差をみると、特例選挙区を除いた場合、高知県では最大較差が二・四三、徳島県では二・三二、香川県では一・九六、愛媛県では一・七五になっており、いずれも最高裁判示した適法の範囲内に収まっている。これは公選法および最高裁の判例を尊重しつつ、均衡ある地域の発展を維持

道府県議会の中には合併前の選挙区をそのまま維持していたところもある。前述の特例選挙区に関する「当分の間」と同様、これが長期にわたって認められれば、選挙区認定の自由度を拡大した公選法改正の意義が失われかねない。

一方、都道府県議会議員の選挙区の単位が「郡市」とされてきたため、選挙区の変更や定数は正が妨げられてきたことは否めない。平成二十一年十月には全国都道府県議会議長会が総務大臣に対して提出した「公選法の改正を求める緊急要請」の中で、「郡市」を単位とすることを改めるよう強く求めている。その結果、平成二十五年に公選法が改正され、同二十七年三月に施行された。

平成二十五年の公選法の改正により、都道府県議会議員のすべての選挙区が条例で定められることになるとともに、従来の「郡市」を単位とすることを改め、新たに「市町村」が選挙区の単位となった。具体的には、選挙区は一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域、隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることが基本とされ、条例で定めることとされたのである。

改正公選法には強制合区や任意合区に関する規定

するための妥協の結果でもある。

しかし、選挙区の単位が「郡市」とされ、また最大較差を「三未満」にしなければならないため、平成二十五年九月現在、都道府県の全一一三九選挙区のうち、いわゆる一人区が四割を占め、二人区を合わせれば七割に達している。これは較差は正が優先された結果であるが、少数代表制である大選挙区制の選挙区の数が相対的に少ないことは、都道府県議会の性格にも影響を与えている。

#### （五）平成二十五年の公職選挙法改正

いわゆる平成の大合併により、わが国の市町村の数はおおむね半減し、その結果、選挙区の変更および較差の是正を行う必要があった。法改正前の公選法第十五条一項および施行令第五条では、合併などによって郡市の区域が変更されれば、選挙区も合併後の郡市の区域に変更されることとなり、新たな市の設置や郡の廃止があった場合には、議員定数は任期中においても変更することができるとされていた。

しかし、市町村合併の特例等に関する法律の第二十一条では同時に、合併後、次の一般選挙により選挙された議員の任期満了日までとされたため、都

は残されたが、それらに関しても「郡市」ではなく「市町村」が単位とされた。また、一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができるようにもなった。その結果、人口が比較的多ければ、町村でも単独で選挙区になることが可能となった。

改正公選法では議員の全選挙区を条例で定めるところとされたため、各議会はそれに対応したが、同法では法改正前の選挙区を維持できるよう、経過措置も講じられているため、すぐに選挙区の抜本的な見直しが行われたわけではない。また、「郡市」を単位としてきた、従前の枠組みの中においても、最大較差はおおむね三未満に是正されてきたため、許容される較差がこれまで通りであるならば、新たに選挙区を見直す必要性も当面は高くはない。

しかし、地方における人口減少の傾向にかんがみれば、今後、都道府県議会議員の選挙区は見直しの必要性に迫られることになる。それも緊急避難的な定数は正ではなく、抜本的な見直しが求められる可能性が高い。もちろん厳密に一人一票の人口比例にすることは困難であるし、単に郡部の定数を減らし

ていけば、均衡ある地域の発展が困難になることにも留意する必要がある。

今回の公選法改正によって都道府県議会議員の選挙区の単位が「市町村」に改められた結果、選挙区の再設定による較差の是正は相対的に容易になった。以前は「郡市」が選挙区の基本的な単位であったため、最高裁も「三」までの最大較差を認めてきた。しかし、選挙区の単位が「市町村」になったことにより、今後、その判断基準が厳しくなり、一定の合理的な期間を経れば、衆議院議員と同様、許容される最大較差が「二」になることも考えられる。

議員定数を人口ではなく、有権者数に比例して定めるべきだとの意見もある。しばしばマスメディアでも、有権者数における不均衡が指摘される場合がある。しかし、公選法においても、さらに最高裁の判決においても、あくまでも人口が基本であるとされており、公選法施行令第一四四条はその人口を「官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」と定めている。

一方、現行の選挙区を維持したまま較差の是正を図っていけば、郡部を中心に一人区が増えることになりかねない。一票の較差の是正はきわめて重要で

後は人口変動に対応して、「市町村」を単位に見直しが図られなければならない。そして選挙区を見直す際には各議会がそれを行うことになるが、いわゆるゲリマンダリング、すなわち、特定の政党（党派）や議員（候補者）に有利になる選挙区画定にならないとは限らない。

衆議院における小選挙区の区画は、有識者等から構成される衆議院選挙区確定審議会が決定しており、特定政党や議員の恣意は排除される仕組みになっている。しかし、都道府県議会の場合、現時点では議会がみずから新たな選挙区を設定することになる。最終的に選挙区は条例で定められるとしても、今後、都道府県においても、選挙区を見直すための第三者機関の設置が必要になるのではないかと考えられる。

## （六）おわりに

本稿では、都道府県議会がどのように自律権を発揮して一票の較差の是正を図ってきたのか、あるいは図ってこなかったのか、また何がその要因だったのかに考察を加えた。結論を再述すれば、従来の公選法では定数は人口に比例して定めなければならぬとされながら、選挙区の単位が「郡市」とされる

あるものの、小選挙区制は多数代表制であるため、一人区が増えれば、都道府県議会において少数意見が代表される余地は相対的に小さくなり、ただでさえ機能不全が指摘されることのある議会がますます形骸化するおそれがある。

平成二十五年の公選法改正は、「郡市」を単位としてきた選挙区を「市町村」にすることにより、都道府県議会の自律権行使の自由度を高めたことは確かである。だが、そもそも都道府県議会の代表原理はどうあるべきか、多数代表制を中心とすべきか、それとも少数代表制とすべきかといった方向性を各議会だけに委ねていいのかという問題もある。

幸いにして改正公選法の附則第四条には、都道府県議会議員の「選挙区のあり方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする」とある。実際にどのように、またいつまで検討が加えられ、結論が出されるのかは不明であるが、少なくとも都道府県議会の代表原理に関し、未解決の問題があるとの国会の認識が読み取れる。

また、今回、公選法が改正されても、各都道府県では従来の選挙区の枠組みが維持されているが、今

など、法律による国の基準・規制が強かったことが自律権の発揮を阻害してきた。

その一方、最高裁は許容できる一票の最大較差を「三未満」としたことにより、各都道府県議会では正措置が講じられてきたが、自律権がより発揮できるよう、平成二十五年に公選法が改正され、選挙区が「市町村」を単位にそれぞれの議会の条例で定めるようになった。この改正により、従来の公職選挙法に比して都道府県議会の選挙区設定の自由度は高まり、地域によっては最大較差をより縮小できるようになった。

しかし、今後、「市町村」を単位とした選挙区の見直しが進めば、いわゆる一人区や二人区などが相対的に増えることが予想される。本稿で触れる余地はなかったが、いわゆる政令指定都市では「区」を選挙区の基本単位としており、「郡」と同様、一人区や二人区は少なくない。その結果、すでに都道府県議会議員の全選挙区のうち四割が一人区、三割が二人区になっている。

選挙では一人一票が望ましく、一票の価値に著しい不均衡が生じることは避けなければならない。だが、都道府県議会における代表原理を議論・検討することなく、較差の縮小だけが行われることには課



## 「テロとの闘いは、拷問・スパイ活動・死刑を正当化しない」

拷問、違法な拘禁、戦時捕虜への非人道的な処遇、強制的失踪などを禁じた様々な人権条約の法的な管理者である国連が、紛争地帯におけるテロとの闘いを根拠に、ますます多くの国が国連の諸条約違反を正当化するようになってきていることを問題視している。

ヨルダン出身のゼイド・ラアド・ゼイド・アル・フセイン国連人権高等弁務官は、暗に大国のあり方を批判して、「戦争がそれを許すから拷問するのだ。不快なことだがテロ対策に必要だから自国民に対するスパイ行為を行うのだ」。こうした論理が今日の世界には溢れかえっています。」と単刀直入に語った。

「地域社会のアイデンティティや自分の生活様式がこ

### 【主な参考文献等】

- ・ 題もある。一人区や二人区といった少数代表制が相対的に多くなれば、少数意見は反映されにくくなり、議会の性格もこれまでと比べて異なってくる。さらに、一人区では候補者が事前に調整されたり、死票の問題も発生したりしやすい。
- ・ また、今後、都道府県の選挙区が「市町村」を単位に見直されるにあたり、いわゆるグリマンダリングの問題も懸念される。議会がみずから選挙区を見直せば、合意形成に時間を要し、逆に多数決で決めれば特定の政党に有利になる可能性がある。そのため、選挙区を客観的に設定するには、衆議院議員選挙区画定審議会に類似した第三者機関の設置が必要とされる。
- ・ 平成二十五年に改正された公選法が施行されたのは同二十七年三月一日であり、効力を有してから間もない。しかし、今後の人口変動に対応して、各都道府県議会は速やかに「市町村」を単位とした見直しを図っていかねばならなくなる。有権者の意思や利害が都道府県政に的確に反映される選挙区・定数配分になるかどうかは、自由度が相対的に高まった議会の自律権がどのように発揮されるかで決まることになる。
- ・ 安田 充・荒川 敦『逐条解説 公職選挙法』（平成二十一年、ぎょうせい）。
- ・ 市村 充章「都道府県議会の議員選挙における選挙区の設定と定数配分」『白鷗法学 第二十卷二号』（平成二十六年）。
- ・ 佐藤 令「衆議院および参議院における一票の格差」『調査と情報—ISSUE BRIEF 第七一四号』（平成二十三年、国立国会図書館）。
- ・ 総務省自治行政局選挙部選挙課「都道府県議会議員の選挙区設定の見直し（公職選挙法の一部を改正する法律）Q&Aの送付について」『選挙時報 六十三巻二号』（平成二十六年、全国市区選挙管理委員会連合会）。
- ・ 戸梶 晃輔「公職選挙法の一部を改正する法律（都道府県議会議員の選挙区設定の見直し）について」『選挙時報 六十三巻三号』（平成二十六年、全国市区選挙管理委員会連合会）。
- ・ 松本英昭『地方自治法の概要』（平成二十一年、学陽書房）。

れまでになく脅かされているから、新たな移民は望まないし、マイノリティを差別するのだ。他人が私を殺そうとするから、他人を殺すのだ」。こういう論理が長々と続いていきます。」

ワシントンDCにある「ホロコースト記念博物館」で二月五日に講演したフセイン氏は、全ての人々にとっての人権と基本的自由への関心に導かれた「深く人々を鼓舞するようなリーダーシップ」を世界は必要としていると語った。

「私たちは、全ての差別、多くの人々からの剥奪、戦争における残虐行為と行き過ぎを禁じるために策定された全ての法と条約を、一切の口実を設けることなく

完全順守するような指導者を必要としています。そうして初めて、私たちは、迫りくる重大で一見したところの出口が見えない現在の危機から抜け出すことができるでしょう。」

昨年、米中央情報局（CIA）は、水責めや睡眠の剥奪、身体的苦痛等を伴う「強化尋問技術」をテロ容疑者に対して用いていたとして非難された。

アフガニスタンやイラク、シリア、リビア国内で空爆を実施してきた西側諸国は、数多くの民間人の殺害を「コラテラルダメージ（＝予期せぬ巻き添え被害）」だとして正当化し、批判をかわしてきた。しかしこれらの国々は、国連総会や安全保障理事会の場では、人権や民間人の生命がいかに神聖なものであるかについて説き続けているのである。

他方で、ヨルダンやパキスタン、サウジアラビアのように、テロとの闘いの一環として、テロリストを死刑に処したり、プロガーや反体制活動家らを公開むち打ち刑に処したりすることを正当化している国々もある。

イスラム過激派組織『イラク・レバントのイスラム国（ISIL）』は、同勢力に対する空爆連合にヨルダンへの関心に突き動かされた」指導者が出てくることへの期待を述べた。

一方、教育の問題についてゼイド氏は、「偏見や狂信的愛国主義がどのようなものであるか』『それらがどんな悪弊をもたらすのか』『（そうしたプロバガンダへの）盲従がいかに邪悪な目的のために当局によって利用されるのか』について、あらゆる地域の子どもたちが教育される必要があります。」と語った。

「人権高等弁務官が指摘しているように、人類最悪の残虐行為は、国民の一部あるいは多数を代表する頑迷で狂信的に愛国主義的な権威的指導者によって引き起こされたものです。そうした指導者は、反体制的のみならず独立メディアを弾圧して教育と情報の独占を達成することで、急進主義的な経済政策、国民主義的、人種主義的、あるいは宗教的に過激な政策を、少数派やあらゆる種類の反対者の権利を踏みにじる形で推進したのです。」とエル・ハージュ氏は付け加えた。

たとえば、国家主義的、民族主義的、あるいは宗教的に過激な政策は、ドイツにおいてはユダヤ人に対して、ソ連においてはウクライナ人に対して、トルコに

ンが加担しているとしてヨルダン空軍のパイロットを残酷な方法で殺害して、国際的な非難に晒された。

ヨルダン政府は、パイロット殺害への報復として、アルカイダとのつながりがあるとされる二人の死刑囚を即刻処刑した。あるヨルダン人は、（この政府の措置について）「目には目をだ」と発言したとされる。

昨年十二月、国連の百九十三加盟国のうち百十七カ国が、死刑のモラトリアムを求める国連総会決議に賛同した。しかし、その後も処刑は続いている。死刑に反対している国連の潘基文事務総長は、「死刑は二十一世紀にはあつてはならないものだ」と述べている。

米国の人権擁護団体「人権財団（The Human Rights Foundation）」の法務顧問であるハビエル・エル・ハージュ氏は、IPSの取材に対して、「私たちは、現在と過去における『世界各地にみられる最悪の紛争や残虐行為の原因』との闘いにおいて、国際社会が恩恵を得られるであろう二つの対抗手段、すなわち『よりよいリーダーシップ』と『世界的に教育のありかたを見直すべき』とする、ゼイド国連人権高等弁務官の呼びかけを称賛します。」と語った。

特に、リーダーシップの問題に関して、ゼイド氏は、おいてはクルド人に対して、また、南アフリカの Apartheid 体制下においては黒人に対して、そして隷制廃止までは西側社会の大部分において黒人に対して、採られたものである。

こうした差別主義的な政策は、今日でも依然として、中国においてはウイグル人やチベット人に対して、中東各地においては宗教独裁の下でキリスト教徒や少数派のイスラム教徒に対して実行されている。西側民主主義国に親和的なサウジアラビアやヨルダンのような国においてもそうだし、親和的でないイランやシリアのような国においてもそうである。

ゼイド氏は、「国際人権法は、人類による残虐非道な経験を経て生み出されたものであり、再発を防止する救済手段にはなりません。」と指摘したうえで、「しかし今日、指導者らは往々にして意図的に国際人権法を侵犯する選択をしています。」と苦言を呈した。

「ホロコースト後の数年間、特定の条約に関する交渉がなされ、人権を擁護する法的義務へと高められました。世界中の国々がそれを受け入れたが、現在は残念なことに、あまりにも頻繁に法が破られています。」

ゼイド氏は、子どもに対する攻撃や、（ゼイド氏と同

（じヨルダン人）同胞であるパイロットのムアズ・カサースベ氏のISISによる野蛮な焼殺などの残虐行為に対する暴力的な報復は、限定的な効果しか生んでいない、と指摘した。

「単にISISを爆撃したり、資金源を断つたりするだけでは、明らかに効果はあがっていません。なぜなら、これらの過激派テロ集団は依然として拡大し、勢力を増しているからです。必要なのは別の種類の戦線、すなわち、思想を基盤とし、もっぱらムスリム指導者やイスラム教国による新たな戦線を構築することです。」

またゼイド氏は、他の国々における主要な市民権・政治的な権利に対する波及効果について、「多くの国々において、検討不足の、あるいは実に搾取的な対テロ戦略の重圧のもとで、反対意見が述べられる空間が崩壊しつつあります。こうした中、人権擁護活動家らは大きな圧力に晒されています。彼らは、基本的な人権を平和的に擁護しようとするだけで、逮捕・収監、あるいはそれ以上の弾圧を加えられるリスクに直面しているのです。」と指摘した。

人権財団のエル・ハージュ氏は、IPSの取材に対

## 春秋雑感

二〇一一年三月十一日の東日本大震災から四年が過ぎ、被災地に五年目の春が巡ってきました。三月十一日に放送された被災者、被災地の状況は民主国家と言えない、政治不在が目に見えるものにした。私は小さい頃から政治の目的は、人の命と財産を守ることにつきると聞かされて育ちました。自分の家族だったらどうする、という目線で考えれば、何を優先させるべきかが分かる筈。先祖代々住んで来た故郷を追われ、家族は離散。家は住める状態ではない。子どもたちの教育、若者の仕事、高齢者の生活。いずれをとっても、「政府の怠慢」では説明にならない問題だらけです。何を優先するかは破壊された家を、生活を建て直すことから始めるのが先決ではないでしょうか。未だに二十万人余の人たちが薄板で仕切られた、仮設住宅に住まわされています。自分の年老いた親に対して同じ事をするでしょうか。大人を信じる子どもたちの健気なまなざしに応えるために何が為されるべきでしょうか。テレビ番組で報道された、我が家に足を運んだ老夫婦が目にしたのは、四年の月日を経て白ありに蝕まれ、床にはネズミの糞だらけの変わり果てた吾が家。盗難にあり、大事にしていた筆筒の中のもの全部盗まれていた状況でした。出る言葉もなかった夫婦。これが私たちの国、日本での出来事です。故郷には、放射能をかぶった汚染土をいれた黒いビニール袋が所狭しと置かれています。汚染水は太平洋に流出し、地下水にも浸出している。事故に対する反省が果たして為されたのでしょうか？このままの状態で、原

発の再稼働が現実になって来ている。

このままの状態が良いのでしょうか。良い筈はありません。尾崎行雄は、「立憲政治は元来政府だけに任せておいては不安心だ」

して、「二十世紀を通じて、旧ソビエト連邦と衛星国の指導者らは、単一政党が支配する国家機構を作り上げました。そして強力なプロパガンダ機能を備えたこうした一党独裁体制の下では、オープンな教育や独立のメディアは存在せず、急進的な経済政策が推し進められ、国民の大多数が苦境に陥つたのです。」と語った。

「これらの権威主義的な一党独裁政権下では、大規模な飢餓のような大惨事が引き起こされました。それらは、ウクライナ飢饉のような、特定の少数民族に対する直接的で物理的な抑圧の結果ではなかったものの、基本的人権を否定し、小農や事業主の移動と資源へのアクセス、財産権、情報の自由、他者と協力しあう自由を国が統制することで、彼らが自立できる能力を制限する経済政策が引き起こしたものでしたのです。」

「またこれらの国々では、党が大衆を救うという理念を謳いながら、実際にはその大衆の一員である個人を苦しめ、あまつさえ飢餓に陥らせることさえあったのです。」とエル・ハージュ氏は付け加えた。

【国連IPSタリフ・ディーン】

という思想より起こった政治法だとしています。これに込めるのが選挙なのです。現状、現体制を変えるのが選挙です。尾崎が一生を欠けた仕事「憲政」。それは庶民による政治でした。二〇一六年以後、選挙権を手にする十八歳の皆さんには、国の失策をあらため、失った家族への思い、復興への願い、再起への誓いを実現させる力があるのです。主権者としての皆さんには、日本の進路を選択すること、いま日本で起きていることを変える力があるのです。因みに、一八九〇年七月一日に行われた第一回衆議院議員選挙における有権者数は、四十五万八百七十二人で、総人口三千九百九十三万三千四百七十八人の約一・一三%だったそうです。選挙権が直接国税十五円以上納めた満二十五歳の男性に限られていたからです。二〇〇九年八月三十日の第四十五回衆議院議員選挙当日の有権者は、総務省の調べでは、一億四百三十四万四千七十七人。有権者比率は、少子高齢化を反映して八二%だったそうです。でも、二〇一四年十二月の選挙では投票率は五二%しかありませんでした。手にした選挙権を行使することは、権理であり、義務でもあるのです。これこそ、尾崎行雄（一八五八—一九五四）が、一生をかけた憲政、庶民による政治を可能にする現実なのです。皆さんが大いに活かすことを期待しています。

二〇一五年三月十四日

原 不二子

（尾崎行雄記念財団理事）

## 『尾崎行雄伝』

(沢田謙著、一九六一年)

## 第一章 少年の日

幾重にも重なりあった山々の谷底を、相模川の水が白  
いしぶきをあげて流れるほとりに、又野村という小さな  
集落があった。今は相模湖から六キロばかり下流で、神  
奈川県津久井町又野の一集落になっているが、この辺鄙  
な山間のさびれ果てた寒村が「日本民主主義の父」尾崎  
行雄の生まれたところである。

先祖は尾崎掃部頭行永かものかみゆきなといった。近くに掃部頭が住ん  
でいたという伏馬田城かきたじょうの城跡があり、尾崎ヶ原という名  
すらのこっている。もともと、肝心の掃部頭は一体どこ  
から来て、何をした人であるか一向わからないが、お寺

にのこっている位牌や、江戸時代の記録などを見ても、  
尾崎家がかんりの旧家であることだけはたしかだ。村で  
も尾崎家は特別あつかいで、彼の父や母も、近所の人た  
ちをまるで家来のようにふるまっていた。

生まれたのは安政五年(一八五八年)十一月二十日で、  
この翌年には有名な安政の大獄があった。幕末の物情騒  
然たるころで、尊王攘夷の風はこの山村にも吹きこんで  
いた。

父の行正も勤王の志士で、四方を奔走し、家には不在  
がちであった。ふいに見も知らぬ浪士が訪ねて来たと思  
うと、翌朝は父も草鞋履きで、プイといっしょに出て行  
くという風だった。維新戦争の際に、父は甲州浪人をも

って「断金隊だんきんたい」という一隊を組織し、板垣退助のひきい  
る官軍に従って、会津征伐に奮戦した。

こうして、家は戦国時代から伝わる三百年来の名家と  
いっても、父はちっとも家によりつかず、おまけに彼が  
三、四歳のころ、かなり大きな構えだった家が、原因不  
明の怪火で、土蔵一棟をのこして全焼し、家跡一切を焼  
いてしまったからは、その日の暮らしにも困るほどの貧  
乏であった。親類はあっても、みんな遠くに住んでいた  
ので、弟たちが生まれるまでは、まったくの母一人、子  
一人のさみしい山の中の生活であった。

彼は幼名を彦太郎といったが、幼い頃はことのほか病



10歳の行雄と父行正(明治2年)

身で、わけても頭痛がひどく、生まれおちて頭痛のない  
日がふしぎなぐらいだった。その上に皮膚がよわく、全  
身にかゆいできもものが出て、幼い日の彼の生活は、まこ  
とにみじめなものだった。

「そんなわけで、この子は学問などさせるところか、  
どうしたら無事に育てあげようかと、それだけが精一杯  
で……」

それが母の本音だった。それに学問をさせようにも、  
幕末のこうした山村に、学校や教師があるはずもなく、  
それでも「いろは」の手ほどきだけは母から受けたし、  
たまに父が家に戻ると、いきなり『唐詩選』をつきつけ  
られて、その訳読を聞かされたものである。

「学問というのは、なんてむつかしく、わからないも  
のだろう」と思ったというが、無理もない。小学校一年  
生の教科書に、いきなり漢文のチンプンカンパンを押し  
つけられては、面くらうのが当然だ。

こうしたみじめな家庭にも、ついに春がほほえむ日が  
来た。維新戦争中には、父が戦死したというしらせが伝  
わり、母子夜も眠れぬほど心配したものだだったが、それ  
も虚報とわかり、会津征伐から凱旋した父の行正が、  
弾正台だんしょうだい(政治のまちがいを正す役所)の小役人にとりた

てられたのであった。

明治元年、九歳の行雄は、瞳をかがやかせながら、母に連れられて上京した。ひさしぶりに父に会えるという喜びよりも、まだ見ぬ大都会へのあこがれの方が、この山村の少年には大きかった。

時は明治維新が成ったといっても、封建大名はまだ全国に割拠しており、士農工商の差別もむかしのままで、「断髮令」や「廢刀令」の出る前のことだから、チョンマゲの武士があいかわらず二本ざしで威張っていた。

だが新政府では、なんとかしてこの封建主義をうち破り、新しい政治をうち立てようと、意気込んでいた。それを最もよく現わしたのが、この年の三月十四日に宣明された「五箇条の御誓文」であった。

- 一 広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス

- 一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

この最初の案文をつくったのは越前の由利公正であった。それを土佐の福岡孝悌が修正し、最後に長州の木戸孝允が筆を加えて、ここに明治民主主義の道標となった

政府に訴える道がない。上の心は下に達せず、下の意は上にとどかず、幕府の政治と人民の生活とは、まったく分離してしまった。これがついに幕府が倒れる原因となったのである。

さればこそ將軍慶喜は、大政奉還の上表のなかにはつきり「広ク天下の公議を保護」と書いていたが、鳥羽伏見の戦いに敗れて江戸に帰ると、さつそく西周、加藤弘之、津田眞道など、当時の新知識に命じて立憲政体を調査させ、さらに「公議所」を設けて、人心をあつめようとしたのであった。

幕府ですらそうだった。「御一新」をめざして発足した明治政府が、世論公議の方向へと力強く動きだしたの

は当然である。それが尾崎のはじめて上京したころの形勢であった。上京した尾崎が、親子三人ひさしぶりにいっしょに住むようになったのは、駿河台の安岡邸の長屋であった。

安岡良亮（のちの陽明学の泰斗・安岡正篤の曾祖父）というの、土佐の勤王の志士で、文武両道に秀でた、当時出色の人物であった。

維新戦争の功績がみとめられて、いきなり新政府の正台の大忠に抜擢されていたが、行正はこの人の下で、

大憲章ができたのである。

なかでも最初の「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」には金玉の響きがある。もつともこの「会議」はのちの民選議院や国会のようなものを意味したのではなく、福岡孝悌がこれを書き加えた時は「列侯会議ヲ興シ……」となっていた。幕末に至り幕府の威望がおとろえると、国内の大小名を集めて会議をひらき、これにより時局を収拾しようという考えが、幕府の一部にも朝廷側にもあった。

ところが最後にこうした封建主義的な「列侯会議」の上にグーッと朱線を引いて、「広ク会議」と書き改めたので、この一項が急に精彩を放ってきたのである。

この五箇条の御誓文の趣旨を実現するため、続いて「政体書」が發布された。そしてアメリカの憲法にまねた「世論公議」による新しい政治の方針を明らかにした。では明治政府がなぜそう急に世論公議ということをや、かましくいうようになったかというところ、「民は由らしむべく知らしむべからず」という封建政治が、もはや維持できなくなったからである。

この政治原則によって、徳川幕府は三百年のあいだ日本の国を治めて来た。幕府の役人は人民にとってどんな痛切な要求があってもこれを知らず、人民もまたこれを

十年あまりも役人生活をするようになったのである。

これまでろくな学問をしなかった尾崎が、論語・孟子からはじめて、正式に漢学を学びだしたのはそれからであった。時には親子ほども年のちがう人たちにまじって、安岡の四書五經の講義をきいたりした。

そのうち父が番町に転居したので、彼も平田篤胤の息子・鉄胤の塾に通学するようになった。尾崎の学問はすばらしい勢いで進んだ。

彼は学問が好きだったし、頭もよかった。

ただ一つ弱ったのは、通学中に往来を歩いていると、見ず知らずの腕白小僧どもに、石を投げられたり、悪口されたりすることだった。

「ほかの子供たちが、なんでもなく通れる往来で、なぜ自分だけが、石を投げられ、悪態をつかれるのだろう」

そう思うとふしぎでならなかったが、おそらく彼の不敵の面魂が、悪童どもの反感をそそったのだろう。もし体が強かったら、まけん気の彼は、きつと喧嘩をしたにちがいない。だが生まれつき体の弱いことを知っていたので、彼はジロリとにらみつけるだけでがまんして、さりとて逃げもせず、石を投げられながらも、ノソッノソッと歩いていった。



彼のその弱い体のなかには、鋼のように強い精神が宿っていた。そして石を投げられようと、罵られようと、ただひとりわが道を行くというはげしい気性が、少年のころから現われていたのである。

こうして尾崎が少年期を、平田塾での勉学にすごしている時、維新後の時勢はめまぐるしい転回をしめしつづつあった。

当時政府にとってさし迫った問題は、全国に割拠している藩をどうするかということだった。

明治二年、とりあえず版籍奉還が実現された。「版」は版図で領地のこと、「籍」は戸籍で人民のことである。つまりこれまで封建大名が私有していた土地と人民とを、朝廷にお返しするというのだから、これで形の上では封建政治がやぶれて、全国統一ができたわけである。

だがそれはあくまで名義上だけのことで、事実は、その藩の知事にはあいかわらず元の藩主がすわり、その下に旧藩士が藩政府を組織していたのであるから、藩はやはり半独立的な存在で、武家政治が行われていたのであった。

そこでこの際、断固、封建政治のなごりである藩を廃して、中央政府直属の県にしようというのが「廃藩置県」

明治政府に、この時はじめて軍隊ができた。明治四年七月に発布された廃藩置県の大詔は、この武力を背景として下されたのである。たとえ諸藩にどんな不満があろうと、この実力の前にはグウの音も出なかつた。

同時に明治政府は、西郷と木戸と板垣を参議に入れ、さらに肥前藩を連合に加えて、大隈重信を新参議におし、三条太政大臣の下に新内閣をつくって、政府の基礎をかためたのである。

日本の封建政治が倒れたのは実にこの時であった。ほんとうの明治維新はこの日に成ったといってもよい。と同時に、藩閥政治の端をひらいたのもこれからであった。王政復古も廃藩置県も、すべて薩長を中心とする藩閥の武力によって成就したからである。

廃藩置県が断行されると、高崎県（今の群馬県の西半）の大参事に抜擢されたのが、安岡良亮であった。

何しろ代々の殿様がなくなり、大勢の家来が職を失うのだから、いずれひと騒動なくてはおさまるまい。ことに上州長脇差の地は、人気の荒いところだけに、そのおさえてとして、文武両道に秀でた安岡が選ばれたのだった。

この時、彼の父・行正も安岡大参事に従って、高崎に赴任した。

であった。

これをいちはやく計画したのは、薩摩の大久保利通と長州の木戸孝允であった。だがもし廃藩置県を断行したら、何しろ三百年以来の伝統ある大名は、政権の座から追い落され、全国いたるところに剣を撫している武士階級は、特権をうばわれて、失業者の群に追いこまれるのだから、天下はどんな大乱になるかもしれぬ。

そこで木戸と大久保の二人は、手をたずさえて鹿児島にくんだり、実力第一人者たる西郷隆盛に談じこんだ。すると西郷は意外にも、

「よろしゆござす。やりもうそう」と答えた。

二人は大喜びだった。この一言で廃藩置県の大業は成ったといってもよい。だがそれには土佐藩にも片棒を担がせるがよいと、西郷がいうので、三人そろって上京の途中、高知に立ちよって、板垣退助をひきだし、ここにいよいよ薩・長・土の三藩連合の力で、廃藩置県を断行することになったのである。

むろん彼等も、それが無事平穩のうちにに行われるとは思わなかつた。そこでこれと同時に、薩長土の三藩から、歩兵九大隊、砲兵六中隊、約一万の兵を東京に集めて、朝廷のご親兵とした。それまでほとんど一兵もなかつた

大参事といえば今の知事であるが、そのころはまだ司法権が独立していなかつたから、むかしの代官と同じに、一般の行政ばかりでなく、裁判もやっていた。それだけにその威勢はすばらしいものだった。従ってその下で、おもに学務と裁判をつかさどった行正の権力も、今の県庁の役人などは比べものにならなかつた。

尾崎は高崎ではじめて学校というものにはいって、英語を学んだ。先生の小泉敦はなかなかの英学者だったので、彼の学力もまためきめきと進んだ。

彼が父にいられて、拷問や首切り、切腹などを見せられたのもこのころだった。何しろ廃藩置県といっても、封建の遺習が根強くのこっていた当時のことである。

「そのふすまのかげからのぞいて見る」と父にいわれて、拷問場の光景などを見せられたが、それは思わず目をそむけねばならぬほど、惨酷をきわめたものであった。

また罪人を処刑する場合には、よく生徒といっしょに首切りを見にやられた。それには専門の首切り人があって、ヤツと刀をふりあげたと思うと、首を切り落さないで、一皮だけのこし、ブラリと首がぶらさがるように切るのが、首切り人の誇りとしてあった。実に驚くべき手練であった。

ところがもつと驚いたのは、断頭台にひき出される罪人のなかには、大胆不敵な奴があつて、鼻唄をうたいながらやって来る。なかには、

「おれの首には鉄の筋金はいっているから、氣をつけて切れよ。腕がぶっついては切れないぞ」

とおどかす。そうタンカを切られると、それほど巧者な首切り人でも、ときどき切りそこなうのだった。

だが父はなぜこんな残酷なことばかり、子に見せたがったのだらう。おそらく子の弱虫を心配して、せめて胆力だけでも養わせようと思つたのだらうが、もしそうだったら、それは逆効果だった。

彼は大胆になるどころか、首切りなどを見せられるたびに、かえってひどく不愉快になった。切腹した死骸を見にやられても、ろくに見もしないで、もどつて来た。いっしょに行つた子供のなかには、棒で腹のなかをかきまわしたりして、面白がっているのもあつたが、そんなとき彼は、血の臭いが鼻について、弁当すらのどを通らぬほどであつた。

むろんほかの子供たちは大胆だといってほめられ、彼は「そんな臆病なことではどうするか」とひどく叱られた。がそれは間違いである。彼がいやがつたのは、臆病だからではなくて、天性そんな残酷なことがきらいなのであ

尾崎が山田に移つた翌年、天下を躍動させたのは『征韓論』の破裂であつた。

一口に『征韓論』というが、西郷のいうのは、いきなり兵を出して韓国を討とうというような、乱暴な議論ではなかつた。当時の韓国は、旧幕時代の日本と同じに、極端な鎖国攘夷主義で、明治政府が修好使を送つても、国書をつき返す。艦隊を集めて海軍の示威運動をやる。はては韓国の役人が、釜山と東来のわが公館の門の壁に、日本を侮辱するような掲示をはりつけて、暴民を扇動し、わが官吏をおどして、追い出そうとした。さすが隠忍自重していた日本も、憤慨のあまり、ついに「韓国うつべし」という声が朝野におこつたのである。

明治六年六月、閣議の席上で、とりあえず居留民保護のため、一大隊の兵を釜山に送ろうと提議したのは、板垣であつた。すると西郷のあの太い眉がピクリと動いた。

「板垣さんのお言葉じゃが、それはいかん。いま兵を出したら、こちらが喧嘩をふきかけたことになる」

「いや、わたしのいう出兵は、開戦のためではない。居留民の保護が目的である」

「しかし兵隊は戦争をするものでござすから、出兵すれば喧嘩になる」

る。それもふつうの子供なら、たとえきらいでも目をぶつたであらうが、きらいなものはどこまでもきらいでおし通す。そんな意地っぱりなところが彼にはあつた。それが後に彼を真の勇者、人道の戦士に育てあげるのである。

こうして高崎にいること一年余、たいてい騒ぎもおさまると、こんどは伊勢の国が不穏だといふので、明治五年、安岡は度会県(今の三重県の一部)に転任になり、行正もまたこれに従つて山田(今の伊勢市)に移ることになった。

「ちよいどいい折だ。一カ月ばかり休暇をいただいたから、草津温泉にでも入湯して、行雄の病気を治そう」と父がいうので、一家そろつてしばらく草津に静養することになった。これがふしぎに、効き目があつた。一カ月ばかりのうちに、あれほど彼をなやました頭痛も、いっしか拭い去つたようになくなり、皮膚病もだいぶよくなった。彼はひさしぶりに明るい気分で、神都に移ることができた。

山田には当時、伊勢神宮の外宮の近くに『宮崎文庫』というのがあつた。そこに英学校がたてられ、高崎で教わつた小泉先生が招かれて、教鞭をとることになったので、彼もここでつづけて英語を学ぶことができた。

「うむ」と板垣が大きくうなずいた。

「おいどんは、まず責任ある全権大使をつかわして、あくまで正義公道により、韓国政府の反省をうながすべきだと思ふ。出兵か否かはそれからの問題でござそう」

西郷のいうところは、まさに正々堂々たるものだったので、後藤象二郎と江藤新平がまず賛成した。板垣退助も前言を撤回した。

すると三条太政大臣が心配げに、

「全権大使を派遣するのはよいが、すくなくも、一大隊ぐらいの護衛兵をつれていかなければ、危険ではござらんか」というと、西郷はきっぱりと言いきつた。

「修好のための大使でござす。兵隊はいりもうさぬ。どこまでも烏帽子直衣の使節として、至誠をもって事にあたるだけじゃ。なにとぞ不肖隆盛を大使に任じていただきたい」

だが西郷が大使として乗り込んだ時、はたして不心得な韓人に殺される危険はないだらうか。もし西郷の身に万が一のこともあつたら、日本も一戦を覚悟せねばならぬ。それだけにこの決定は重大であつた。

しかし西郷の熱意がついに閣議を動かした。当時西郷の威望は閣内を圧しており、ことに西郷の頭をおさえる

べき岩倉、木戸、大久保等は、ぜんぶ全権使節として欧米巡遊中だったので、ついに八月十七日の閣議で、西郷を特派大使に遣わすの議が、満場一致で決定したのであった。

三条はただちにその決議をたずさえて、箱根の行在所におもむき、明治天皇の勅許をあおいだ。天皇はこれをお許しになったが、

「しかし発表は岩倉の帰朝後にするように」というおせであった。西郷は小躍りせんばかりの喜びだった。

そこにまもなく岩倉大使の一行がもどって来たのだ。

それだけでなく木戸や大久保は、西郷等の「武断派」に対し、「文治派」とよばれていたが、いま欧米列強の盛んな文物制度のありさまを目のあたり見て、今の日本は外国と事をかまえる時ではない、まず日本を列国に負けない、立派な文明国にすることだと、かたく信じて戻ってきたのである。

こうして十月十四日の閣議では、まず西郷と大久保との激論になった。思えばこの二人は、吉之助、一蔵と呼ばれたころからの竹馬の友で、共に手をたずさえて、維新の大業のために戦った盟友である。それが国事のために、目の色かえて争うのだから、その争いは悲壮であった。あとで大久保は、

「わしと西郷の意見がこうまで分れては、もはや刺しちがえて死ぬほかならう」と言ったという。

しかしなんととっても西郷の強みは、すでに勅許を得ていることであつた。けつきよく翌日の閣議で、三条がついに西郷の威圧に屈したと知ると、大久保は、

「議がそのように決した上は、もはや何もうごごらぬ。しかし私はあくまで反対でござるから、今日かぎり御免こうむります」と席を蹴って立ち、参議や大蔵卿を辞しただけでなく、位階までも返上してしまった。木戸孝允と大隈重信も大木喬任も、それに右大臣の岩倉具視までが辞表を提出した。

ここまでは西郷派の勝利であつた。ところがたった一夜のうちに、形勢が逆転したのである。

その夜三条は心痛のあまり、精神に異常を呈し、人事不省におちいった。かわりに岩倉が太政大臣代理を命ぜられた。

岩倉は、おとなしい三条とはおよそ正反対の、肚のすわつた、大胆不敵の男であつた。あの西郷のおそるべき馬力を、ガツチリ正面から受けとめられるのは、岩倉のほかになかった。

十月二十二日、西郷が板垣、副島、江藤、後藤の四参議とうちそろつて、岩倉を訪ね、すでに決まつた閣議を、

天皇に奏上してもらいたいと申しこむと、岩倉は、

「わしの意見が三条卿とちがうのはご存じの通りだ。わしが大政を処理するからは、わしの意見によつて奏上せねばならぬ」とすましている。

すると江藤が開きなおつた。

「おたずねいたすが、あなたは三条太政大臣の代理でござるな。しかとちがいござらぬな」

変なことを聞くと思つたが、

「ご念にはおよばぬ」と答えると、江藤の目がギロリと光つた。

「しからば大使派遣はご同意でござるな」

「いや、わしは同意できぬ」

「それでは代理の意味がたちますまい。代理とはすなわち、本人にかわつて、本人の意志を実行するものでござる」

さすが日本はじめての司法卿だけあって、その論理には鋭いものがあつた。が岩倉もまけてはいない。

「いや、わしはそうは考えぬ。人がちがえば意見もちがう。それはやむをえぬことじゃ」

「たとえ意見はちがつても、代理は本人の意志を実行せねばならぬ」

江藤はあくまでつつこむが、岩倉もまげずに強情だった。

「わしは太政大臣を代理しているので、三条卿を代理しているのではない。なんといわれても、わしの目の黒いうちは、あなたがたの意見など通させはせぬ。陛下のご信任により、太政大臣の代理をつとめる岩倉じゃ」

それを聞いて西郷が立ちあがつた。

「いま陛下とおっしゃつたが、事はすでに陛下のご裁可があつたのでござるぞ。それをいままさらご詮議なさるとは、勅命を軽んじ、陛下のご意志にそむくことになりもうさぬか」

「なんとあろうと、わしは不同意じゃ。たとえ陛下のおおせでも、よくないことはおいさめするのが、輔弼の責任でござる」

とたんに西郷の面色がサツと変つた。わきかえる怒りをおさえかねて、

「勅命すら無視するとあつては、もはや何ももうさぬ。あなたはご勝手になさるがよい。西郷はこれにてごめんこうむる。実にけしからん」とどなった。江藤も怒りに全身をふるわせて、

「理につまつて皇威をおかさんとせらるるか。われら

はあなたのような人の下について、国事を議するにしのびない」

こうして西郷は辞表を提出すると、さっさと故郷の薩摩に帰ってしまった。板垣、副島、江藤、後藤の四参議も、たもとを連ねて辞職した。これが「征韓論」破裂の顛末である。

この大破裂によって、政府は真つ二つに割れ、内閣の陣容はすっかり変ってしまった。がこれだけなら、この書にこう詳しく記す必要はない。この征韓論の破裂がただちに日本の民主主義の発達につながるのである。

西郷はじめ五参議が野に下り、内閣が急に弱体化すると、かねて政府に不平をいだいた人々は、四方に蜂起し、天下は騒然となった。だがさすがに板垣は、そうした騒乱の仲間入りはしなかった。彼はもっと深いところを見ていた。

彼は内閣にあったところから、すでに民選議院を設ける必要をみとめていたが、いま野に下って、いよいよその時が来たと思った。すべて政治の弊害は、薩長藩閥の専制にある。これを改めるには、民選議院をおこし、議院中心の政治を行うほかはない！

そこである日、腹心の片岡健吉と林有造とを招いて、その計画をはなし、

「上に一人の天子をいただき、人民の意見にもとづく内閣が、その下にある。つまり人民に選挙された総代が、議院に集まり、議院に多数をしめた政党が、内閣を組織するので。内閣はいつでも、人民の向背によってかわるのですから、政府にどんな失敗があっても、天子にその責任がおよばない。実に安全な政体です。」

こんどの征韓論も、イギリスだったら、決してあなた方の敗けにはならぬ。たとえ敗けになっても国民の意見からだから、寝心地がよい。また何か問題が起れば、とってかわることもできる。わが国ではそうはいかぬ。岩倉と大久保の政府ですからなあ」

この講釈を聞いて、みんな感心した。

「よし、これでいこう」ということになり、まず古沢が筆をとって草稿をかきあげ、これに漢学のたしかな副島が筆を加えてできたのが、有名な「民撰議院設立建白書」である。

署名人ははじめ板垣、副島、江藤、後藤の四参議でいくつもりだったが、これでは征韓論の不平参議が、鬱憤ばらしの仕事と見られては、せつかくの苦心も水の泡だというので、これに古沢、小室のほか、前大蔵大丞だいじょうの岡本健三郎と、東京府知事の由利公正を加え、結局八名の

「どうだ、君たちもすこしは西洋のにおいをかいで来たのだから、二人の名で、民選議院の建白を試してみたらどうだ」というと、二人は、

「それはだめです。我々ごとき若輩が建白したって、天下は動きません。やはり先生がたのような重望ある人々が立って、呼号するのでなくては、成るべきものも成りません」

「ふーん」と板垣は深くうなずいたが、このとき彼の意はすでに決していたのである。

さっそく後藤象二郎にその話をすると、後藤も大乗り気で、

「それなら、ちょうどイギリスから帰朝したばかりで、西洋の議院制度をしらべて来た男がいる。それをよんで聞いてみよう」といった。

こうして小室信夫、古沢滋の二人が招かれることになったのである。小室や古沢が、どれほど深く議院制度を研究して来たか、あやしいものだが、そのころ洋行帰りといえ、それだけで金箔がついたものだ。そこで二人の意見をたずねてみると、

「それはやっぱりイギリスの政体ですな。君民同治くんみんどうちです」という答だった。

「君民同治という？」

連暑ということになった。

この建白書を、太政官の左院（立法をつかさどる）に提出したのは、明治七年一月十七日だったが、世間からはなんの反響もなかった。それもそのはず、当時のことで、その内容はもちろん、建白書が提出されたということすら、発表されなかったのだから、反響のないのが当然であった。

ところがこれがひとたび「日新真事誌にっしんしんじ」に公表されると、まるで池中に石を投じたように、さかんな世論が巻き起った。

これまで政治に耳をふさがれていた人民が、暁の鐘を聞いたように、にわかに関心をもち、全国の津々浦々にまで、大波のように反響がひろがった。

尾崎はこの時、まだ十五歳になったばかりの少年であったが、山田の英学校で、この建白書を読むと全身が電気うたれたような感激をおぼえた。

「そうだ、ここに日本の進むべき道があるのだ」

彼が青雲の志を抱いて上京し、慶応義塾に学ぼうと決心したのはこの時であった。

（次号・第二章に続く）

## 財団だより

◇六月二十四日(火)、「政経懇話会」を憲政記念館にて開催しました。講師は谷藤悦史・早稲田大学教授。テーマは「地方政治の課題と展望」。

◇七月五日(土)、当財団後援・日本レソト王国友好協会・一冊の会主催の復興記念植樹式(於宮城県山元町)が開催され、当財団から石田理事が出席しました。

◇八月四日(月)、「政経懇話会」を憲政記念館にて開催しました。講師は柿沢未途・衆議院議員。テーマは「日本政治の課題と展望」。

◇九月二十九日(月)、当財団共催の講演会「日本版国土安全保障省設立の提言」(吉川圭一・グローバルイッシューズ総研所長)を憲政記念館にて開催しました。

◇十月二十一日(火)、「政経懇話会」を憲政記念館にて開催しました。講師は田母神俊雄・第29代航空幕僚長。テーマは「日本の安全保障と政治の課題」。

◇十一月一日(土)、罌堂塾の卒業生団体「罌志会」主催「罌志会10周年・罌堂塾15周年記念式典」に阪上評議員、戸田理事、萩原理事が出席・挨拶し、石田理事

が講演を行いました。

◇十一月二十八日(金)、当財団共催の講演会「二〇一六年、米国大統領選挙に向かって!」(久保文明・東大院教授)を憲政記念館にて開催しました。

◇十二月六日(土)、伊勢のNPO法人罌堂香風主催「尾崎罌堂生誕祭」が伊勢市の尾崎罌堂記念館で開催され、当財団から石田理事が出席し、講演を行いました。

◇十二月十八日(木)、「政経懇話会」を憲政記念館にて開催しました。講師は枝野幸男・衆議院議員。テーマは「日本政治の課題と展望」。

世界と議会(第五七〇号)

定価五百円

発行所(一財)尾崎行雄記念財団

〒100-0001 東京都千代田区永田町1-1-1 憲政記念館内

電話〇三(三五八一)一七七八

ファックス〇三(三五八一)一八五六

ホームページ <http://www.ozakiyukio.jp>

メール [info@ozakiyukio.jp](mailto:info@ozakiyukio.jp)

# 無料メルマガ好評発信中!

本物のエグゼクティブになるための  
話す前に信頼を勝ち取る  
“正統派スピーチ®”の法則

メルマガ配信中

メルマガ登録で、  
「エグゼクティブの話し方セミナー」動画の  
一部を無料プレゼント!

<http://www.authenty.co.jp/>へアクセス



ベストセラーをDVD化!

「NHK式7つのルール」を著者本人が実演

『一分で一生の信頼を勝ち取る法』NHK式7つのルール・実践編  
(収録時間約70分)  
単品価格 / 5,800円(税別) + 送料・手数料

《矢野 香》

スピーチコンサルタント。信頼を勝ち取る「正統派スピーチ」指導の第一人者。

NHKでのキャスター歴17年。おもにニュース報道番組を担当し、番組視聴率20%超えを記録した実績を持つ。

現在は、国立大学の教員としてスピーチ研究を続けながら、政治家、経営者、上級管理職などに「信頼を勝ち取るスキル」を伝授。

相手に与える印象の分析・改善力に定評があり、話し方・表情・動作を総合的に指導。全国から研修・講演依頼があとをたない。

著書に、ベストセラーとなった『その話し方では軽すぎます!——エグゼクティブが鍛えている「人前で話す技法」』(すばる舎)、『【NHK式+心理学】一分で一生の信頼を勝ち取る法—NHK式7つのルール—』(ダイヤモンド社)などがある。

— 矢野 香のスピーチコンサルティング —

三ヶ月個別コンサルティング / 顧問コンサルティング

詳しくは

<http://www.authenty.co.jp/> または

矢野香

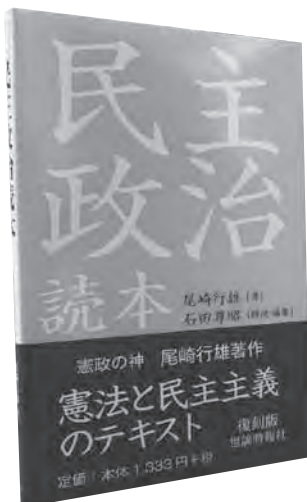
検索

株式会社オーセンティブ

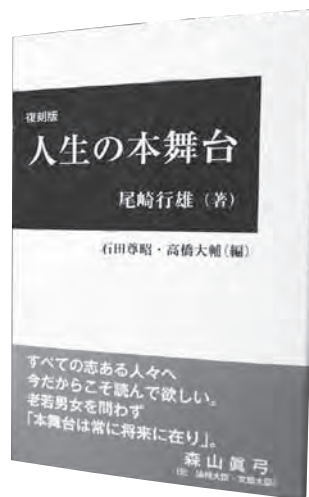
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-13-23 赤坂 MYビル3F  
TEL:03-6441-3376

# 今蘇る

憲政の神 尾崎行雄著作



尾崎行雄〔著〕  
石田尊昭〔解説・編集〕  
定価:本体1,333円+税



尾崎行雄〔著〕  
石田尊昭・高橋大輔〔編集〕  
定価:本体861円+税

新刊・好評発売

立憲主義と民主主義に対する国民の理解と自覚を促すために書かれたのが、『民主政治読本』である。日本国憲法が施行された年に、いわば「憲法と民主主義のテキスト」として書かれた同書の内容は極めて挑発的である。すべての志ある人に読んでほしい。

自由民権運動の60年を、私利私欲にとらわれず、社会のため、国のため、ひいては世界のために何をすべきかを考え、行動した。自らの利害得失ではなく、正邪善悪を基準に行動してきた尾崎だからこそ、「人生の本舞台は常に将来に在り」という力強い言葉が宿った。

# わが遺言

『わが遺言』は、尾崎行雄が1951年（昭和26年）、91歳の時に著したものです。本著は、峯堂の理念の集大成ともいべきもので、世界連邦構想、民主主義のあり方、日本及び日本人に求められる価値・理念などについて述べています。2004年、尾崎行雄没後五十年を記念して復刻されました。

## 目次

### 第一部 世界と日本

1. 激動する世界と日本の運命
2. 世界連邦建設の提唱

### 第二部 日本改造の方途

1. 民主教育のあり方
2. 日本語改良の課題
3. 日本の生きる道
4. 民主政治断想

### 第三部 命に代えて

1. 日本の進路を憂う
2. 政府・政党・国民に与う
3. 解散権の所在を質す

定価 2,000円(税込)  
四六判 288頁



## ●本書の申し込み方法

最寄りの書店もしくは当社へ。  
当社にお申し込み下さいますと、短日(送料無料)でお届けいたします。

株式会社世論時報社 [seron2009@seronjihou.co.jp](mailto:seron2009@seronjihou.co.jp)

ご注文・お問い合わせ先

(一財)尾崎行雄記念財団

TEL:03-3581-1778/FAX:03-3581-1856